

アジア開発銀行の活動状況

アジア開発銀行は、1966年11月24～26日の東京における創立総会で正式に発足、同年12月19日本店マニラにおいて業務を開始した。同行は、その後機構の整備、職員の採用、融資体制の確立など鋭意組織づくりに専念する一方、融資、技術援助、調査活動などの諸業務にも本格的に取り組んでいる。これを、米州開発銀行やアフリカ開発銀行など他の地域開発金融機関が、本格的活動までに発足以来3年を要したのに比べると、かなり短期間に業務が軌道に乗ったものとして高く評価される。

最近までの同行の業務活動を概観すれば次のとおり。

融資活動

同行は、発足以来20数件、1億ドル強に及ぶ融資申請を受けているが、現在までに次の2件が実施された。

1. タイ産業金融社に対する融資

契約日	1968年1月25日
金額	5百万ドル
期間	12年(据置2年を含む)
利率	年利6.875%
使途	タイ産業に対する中長期貸付

タイは近年順調な経済発展(61～66年のGNP年平均伸び率7.3%)を遂げているが、その中において、工業化の中核としてとくに健全な経営と順調な業績をあげている同社の活動を補完する目的から融資。

2. セイロン中央銀行に対する融資

契約日	1968年7月17日
金額	2百万ドル
期間	15年(据置3年を含む)
利率	年利6.875%
使途	茶工場近代化のための中長期資金 セイロンの輸出の6割を占める茶が、近年の

市況低迷と生産性の低下に悩んでいるため、政府が大規模なリハビリテーション、工場近代化に乗り出しているため、これら対策を補完する目的から融資。なお、同国には有力な開発銀行がないため、中央銀行に対し融資することとなった。

なお、貸出利率(6.875%)については、借入れ側である低開発国が、債務負担軽減ならびに開発事業の特殊性という見地から低利を強く主張したのに対し、同行では、①資金調達のため将来起債ないし借入れを予定しており、そのコストを考慮しておく必要があり、また、②最近の国際金融情勢、とくに世銀の低開発国向け標準金利6.25%(本年8月6.5%に引上げ)、米州開銀の7.75%なども勘案して決められたものと伝えられている。

技術援助

低開発国は、同行に対して資金援助のみならず、プロジェクトの開発・策定に関する技術援助をも強く要請している。経済開発に資する有効なプロジェクトを開発・策定することは、低開発国にとって喫緊の課題であるとともに、同行にとっても融資の効果を最大限に発揮する意味から重要な分野といえよう。

かかる見地から、現在まで①インドネシアに対して食糧増産に関する諸施策および流通機構の改善等に関する助言と勧告、ならびに②韓国に対して農漁業開発公社のプロジェクト策定、融資体制等に関する助言と勧告を行なったほか、フィリピン(治水、かんがい事業および漁業建設)、南ベトナム(開発金融機関の運営)、セイロン(漁業開発公社の運営)、ネパール(農業開発銀行の設立)などに対する技術援助が予定されている。

なお、これらの技術援助を支援するため、米国(25万ドル)、カナダ(60万ドル)、日本(10万ドル)をはじめ英国、西ドイツなどの諸国から、資金のほか技術、スタッフなどの提供申入れを受けている。

調査活動

同行は、上記の業務活動に先だち、アジア域内

低開発国の実態を把握し、今後の業務活動に必要な基礎資料を準備するために、次の調査活動を実施した。

1. 視察団の派遣

第1回視察団は、1967～68年にわたって、アフガニスタン、セイロン、台湾、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、ネパール、フィリピン、シンガポール、タイ、南ベトナム、西サモアの13か国を歴訪し、各国の開発計画ならびにその進展状況、将来の見通しなどを中心に基礎調査を実施した。

2. アジア農業調査

アジア域内低開発国の中には、工業開発の基盤としての農業開発の重要性が十分認識されていない国が少なくなく、しかも人口増加に伴う食糧不足が一部で深刻化するなど、経済発展における不均衡が目だっている現状にかんがみ、16か国を対象に農業の実態調査を実施した。これは、同行の業務活動、とくにわが国の提唱により設置が予定されている農業開発特別基金が実現した場合には有益な資料となろう。

3. 域内運輸調査

マレーシアが東南ア運輸通信会議(同国のほか、ブルネイ、インドネシア、ラオス、フィリピン、南ベトナム、シンガポール、タイが参加)の決議に基づき、東南アジア地域の運輸通信に関する全般的調査を同行に依頼したので、近く作業に取りかかる予定である。なお、これに対して米国が調査費、わが国が技術者の派遣をそれぞれ申し出ている。

機構、その他

同行は、以上の業務活動を進めていくため、引き続き必要な組織体制の確立に努めている。現在の機構は、総裁、副総裁の下に、業務部、経済調査・技術援助部、秘書室、総務部、経理部、法律顧問室、広報室、内部監査役の8部から成り、職員数も1967年末の187名(うち専門職員55名、一般職員132名)から本年末には270名に達する見込みである。

また資金面をみると、授權資本金11億ドルに対する32加盟国の応募額は現在970百万ドルである。このうち50%の485百万ドルが払込資本金(残りは請求資本金)であり、5年分割の払込みが認められているので、1968年7月末現在の払込額は194百万ドルに達している。この一部は融資に向けられているが、大部分は政府証券、政府保証債、定期預金に運用されており、その結果、1966年12月～67年12月の収支状況は、収入4.5百万ドルに対し、支出は2.4百万ドルで、純益2.1百万ドルを計上した。

今後の課題

同行は、アジアの経済開発と地域協力推進の核心的存在として多大の期待が寄せられているだけに、反面多くの課題をかかえている。その主要なものは次のとおりである。

その一つは、健全銀行主義の原則を堅持する問題であろう。すなわち、現状において低開発国の開発資金需要はきわめて多額に上り、しかも長期低利の融資を強く希望している。一方、同行の融資活動が本格化するにつれ、とうてい自己資金のみでこれに応じきれぬものではなく、早晩起債ないし借入れによる資金調達を求めざるをえなくなるであろう。したがって、同行の信用保持の見地から、一時的不人気に耐えても健全銀行主義の原則を堅持することが肝要である。

第2は、特別基金の融資体制の確立と資金の拡充の問題である。従来、既存の開発金融機関の融資対象からはずされていた小国や開発の遅れた諸国は、同行発足とともに、かんがい、道路、港湾など基礎部門(インフラストラクチャ)用のソフト・ローン融資に大きな期待を寄せている。ソフト・ローンは規約上、通常資金とは別個の特別基金(払込資本金の10%の範囲内の資金と、各国の任意拠出金をもって構成)によって運用されることとなっているので、早急に同基金の融資体制を確立するとともに、資金確保に努め、低開発国の要請にこたえる必要がある。なお、これに対して、日本(1億ドル)、カナダ(25百万ドル)、デン

マーク(2百万ドル)、オランダ(1.1百万ドル)の諸国が拠出を約しているが、米国が対外援助費の大幅削減のため大口拠出を渋っている点が問題であろう。

第3は、プロジェクトの策定と専門スタッフ充実の問題である。低開発国では、既存の有効なプロジェクトはほとんど先進国あるいは世銀等によってバックアップされているのが現状である。したがって、同行独自の融資を進めていくためには、新規プロジェクトの開発とそれに伴う技術援助を先行していく必要に迫られる。このために、同行は融資機関としてのいわゆる Loan officer のみならず、開発機関としてのプロジェクト策定の専門スタッフをも充実していくことが急務とされている。

国 別 動 向

米 州 諸 国

◇ 米 国

公定歩合の引下げ

連邦準備制度理事会は8月15日、ミネアポリス連銀による公定歩合の0.25%引下げ(5.5→5.25%、16日から実施)を承認した旨発表した。翌16日にはリッチモンド連銀(実施は19日から)が、また22日にはシカゴを含む4連銀(同23日から)、さらにその後ボストン、ダラス連銀が、さみだれの的にこれに追随したが、最大の影響力をもつニューヨーク連銀を含む4行は、2週間後の29日になってようやく引下げに踏み切った(同30日から)。

今回の引下げについて、同理事会は、「財政緊縮策採用後の市場の状況変化に対する技術的な調整」と説明している。しかし、7月の主要景気指

標は軒並み強い上昇を示しており、ニューヨーク連銀がその月報で、インフレ基調に対して警告を發したこともあって、市場においても一時かなり強まっていた公定歩合引下げ期待感がしだいに薄らぎ、市中金利も8月第2～3週には下げ止まりから反騰に転じてただけに、一般には予想外の措置と受けとられている。このように引下げのタイミングが大方の意表をつくものであったことに加え、今次引下げは、①一地方連銀が先べんをつけ、大都市(とくにニューヨーク)連銀の追隨が遅れたこと、②引下げ幅が0.25%と最小限にとどめられたことなどの点で、きわめて特異なものである。これは一般に、連邦準備制度内部および同制度と政府との間で、景気の先行き見通しをめぐり意見が微妙に分かれたことの証左と解されている。すなわち、連邦準備制度理事会のプリンマー理事は、8月22日、「財政緊縮策の効果が現われるのに伴い、ある程度の金融緩和が行なわれることには根拠があり、ことに金融引締め政策の効果は遅れて現われることが多いので、早めに引締めをいく分緩和しようとする議論は正しい」と述べて、今回の引下げの根拠を明らかにした。

このように将来景気が過度に落ち込むことを懸念しての早期緩和論は、かねて政府・財務省当局が強く主張していたところであり(注)、とくに金融緩和による住宅建築の促進が重要視されていた。これに対しニューヨーク連銀等は、先行き景気後退の懸念がある以上、金利水準のマイルドな低下を導く必要があることは認めつつも、景気の基調変化がまだ現実の指標面に現われていない現在、公定歩合の引下げというかたちで金融緩和の方針を確定的に打ち出すことには強く反対したと伝えられる。結局、政治的なプレッシャーを回避するとともに、連邦準備制度としての共同歩調を確保するための妥協の産物として、今回の異例の小幅引下げが決定されたと見る向きが多い。

(注) ファウラー財務長官やオーカン大統領経済諮問委員会委員長による、「財政緊縮措置が実施された以上、連銀がいつでも緩和に転換しうる条件が整った」との発言がその例である。